

第26回盛岡地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成26年2月21日（金）午後1時45分から午後3時30分

2 開催場所

盛岡地方裁判所大会議室（5階）

3 出席者

（委員）岡田健彦，貝原信之，小島直久，佐々木貴，中西茂，中村美智子，
藤本幸二，宮順子，村上孝一，吉江暢洋
（五十音順，敬称略）

（説明者）今野地裁事務局長，高橋民事首席書記官，小野刑事首席書記官，
長沼地裁事務局次長，赤間民事訟廷管理官

（庶務）今井地裁総務課長，田母神家裁総務課課長補佐，一郷地裁総務課庶務
係長

4 議事等

(1) 民事事件における専門的知見の活用についての説明

(2) 意見交換（◎委員長，○委員）

◎ 委員の皆様のお仕事においても専門的な知識が必要になる場合があるかと思えます。どのような方法で知識を習得されているのか，よろしければ御紹介いただけないでしょうか。

○ 報道の取材に関して申し上げますと，警察，検察庁又は裁判所を退職された方や，弁護士さんのお話を聴くことがあります。また，扱う事案がとても専門的なものの場合ですと，それぞれの専門家に，例えば，労務問題なら社会保険労務士に，地価が変動している要因なら不動産鑑定士に，選挙報道なら大学の政治学の先生に，防災に関する事なら学識経験者や地域防災の専門家の方にと，様々な方にアプローチすることによって足りない知識を補強しております。

- ◎ どのようなルートで専門家の方を見つけているのですか。色々とネットワークがあるのでしょうか。
- ネットワークについてはほとんどありません。取材というものは自社だけで完結できるものではなく、他局のニュースを見たり、他社の新聞を読んだりする中で、この分野ならこの職業のこの方にお聞きすればいいというように、会社の伝統と言いますか、一つ一つ何年も掛けて構築していきます。今までに出会ったことのない分野があれば一から探るようなこともしなければなりません。裁判所の方々が最高裁に問い合わせるように、私の業界でも在京のキー局に問い合わせでアドバイスを受けていたりするのが現状です。
- 私のところでは外国人相談という窓口を持っているのですが、月に一度、岩手県行政書士会の協力をいただき、行政書士相談会を開いております。離婚や医療の問題など、専門知識が必要な分野については行政書士の先生に相談することができますし、必要に応じて弁護士さんにつないでいただくこともあります。また、DV案件の場合には県の担当部署につなぐなど、交通整理的な役割として、専門的な窓口につなげるような態勢を取っています。
- 保護観察所では、保護観察に付された人の再犯防止と更生を目的とした業務を行っておりますが、中でも薬物事案の対象者への対応については当所だけでは専門的な知見が不足します。薬物依存症者の回復施設や精神保健福祉センターから講師を招き、引受人に対する座談会などを開催したりしているところです。
- ◎ 裁判で専門的な知識が必要になった場合に他の業種と違うところは、裁判は裁判官が判断することになっているため、知り合いに専門家がいるからといって、その人と相談して決めるというわけにはいかないところです。そこで、専門的知見の活用のための手続が定められております。
- 専門的分野の知識などについて、例えば裁判官が知り合いの専門家に尋ねたりできないとすれば、裁判官はどのように判断するのですか。

- ◎ 原告と被告から主張と証拠が提出され、それだけで判断することになります。
- 裁判官によっては不得手な部分もある場合もあると思うのですが、それだけで判断しなければならないのですか。以前、認知症の方が踏切に入って事故が発生し、その家族が損害賠償を求められ、請求が認められたという新聞報道がされたことがありました。現在、高齢者問題が非常に大きな問題となっており、現状をよく知る必要があるのではないかと、私たちも新聞を読みながら話し合うことがあるのですが、やはり裁判官の方もオールマイティーというわけにはいかないと思いますので、それを全部一人で判断するとなると、とても大変なのではないでしょうか。
- 裁判官だからといって何もかも知っているというわけではありませんので、裁判官がどういうところで判断に必要な知識を得るかというのは大切なところだと思います。専門的な知識という点では、説明がありましたように、専門委員の説明を聴いたり、鑑定を行い、専門家である鑑定人の意見を聴いたりします。鑑定人の場合には、それを証拠として判断することができます。御指摘のあった高齢者問題の件について言いますと、判断の中身として、その点についての前提的事実を知らなければいけないということになれば、当事者の方にそれに関する証拠を提出していただくとか、当事者の方の申立てにより、しかるべき機関に調査をお願いするなどして、それに基づいて判断するという仕組みになっております。
- ◎ 高齢者問題の現状についての訴訟があれば、代理人から基本的な文献などが証拠で提出されると思います。裁判官は、その一部についてかもしれませんが、その分野についての文献を必死に読んで判断することになります。ですから、裁判官は、法律的な分野だけでなく、どんな問題が来てもいいように、色々なことに関心を持っておく必要があります。
- 先ほどの新聞記事では、高齢者を抱える現場がいかに大変であるかの認識

がないので、請求が認められる結果となったのではないかと報道されてい
ました。

- ◎ 現場のことが本当に分かるかと言われれば、分からないこともあるのかも
しれませんが、高齢者問題のような分野であれば全く分からないわけではな
いと思います。しかし、医療や建築、コンピューター関係の分野については、
文献を示されても、読み方も分からないというようなこともあります。
- 先ほどの説明では、最高裁判所には医事関係と建築関係の委員会がある
とのことですが、今後、知的財産関係やIT関係などの専門家のデータベース
を構築するとか、小委員会を作っておくというような動きはあるのですか。
- ◎ 私は承知しておりませんが、専門委員についてのリストがあり、盛岡管内
に限らず、リストに載っている委員を選任することができます。
- ◎ 弁護士の委員からの御意見はございますか。
- 裁判所への意見ということではありませんが、弁護士が訴訟を提起する際
には、事前に専門家へのヒアリングを行って知識を習得し、書面を作成して
おります。専門家の方に証人として出廷していただくこともあります。相手
側でも同様の準備を行い、自分の考えに近い専門家を証人に立てることもあ
ります。問題としては、岩手県のように狭い地域では専門家の取り合いにな
ってしまう点です。話が少しずれるかもしれませんが、一番シビアなのは外
国人犯罪者の場合です。接見に行こうと思って通訳の方に依頼しようとする
と、すでに取調べの通訳をしているということをお願いできないことがあり
ます。また、医療関係の場合には、医局というのがありまして、同じ医局の
方に協力していただくのは難しい状況にあります。他県の方にお問い合わせするに
してもつてがありませんので、インターネットで調べてお問い合わせすること
もあります。
- ◎ 刑事事件において責任能力が問題になることもありますが、検察官の委員
からの御意見はございますか。

- 検察官としては時間の問題があります。検察庁での持ち時間は20日間しかありませんので、そういう中で鑑定していただける先生を探すのが難しいところです。
- 重なり合う部分はあるかと思いますが、専門的知見を活用していく最終的な目的は、裁判官の判断が大変であるからそれをサポートすることにあるのか、それとも、そこに専門的知見を入れ、よく分かっていないかもしれない裁判官だけで判断するのではなく、専門家が関与した上で判断することによって、当事者や国民の裁判に対する信頼を高めることにあるか、そのどちらでしょうか。
- 裁判官としては、事案の中身をしっかりと理解し、できるだけ質の高い正しい判断をすることが必要です。そうしないと納得のいく判決にならず、紛争の解決には至りません。そのためのサポートとして専門的な知識を提供していただける方を活用するということになります。そう考えると、サポートによって知識を得ることと国民の皆さんの信頼を得ることは表裏一体であり、どちらか一方とは言えないのではないかと思います。
- どうしてこの質問をしたのかと言いますと、この専門的知見の活用がうまくいっているのかを考えたときに、裁判官のサポートという面が強いとしたり、裁判官自身が専門家を使ってよかったなという、裁判官の満足度がポイントになって、裁判に対する信頼が目的であるとしたら、当事者の方が鑑定してもらってよかったなという、当事者の満足度がポイントになるのかなと思いました。岩手県の場合は件数も少なく、まだそういった検証はされていないのかもしれませんが、そのうちされるのかと思ひまして伺った次第です。
- ◎ 労働審判手続について少し御説明いたします。労働審判手続は、裁判官である労働審判官一人と、使用者団体から推薦された労働審判員一人、労働者団体から推薦された労働審判員一人の合計3人で審判を行います。重要なのは、使用者側から来た労働審判員が使用者の味方をするとか、労働者側から

来た労働審判員が労働者の味方をするといったことはなく、裁判官と同じように中立公平に職務を行う点です。また、労働審判員は、労働審判官に意見を述べるだけでなく、決議において労働審判官と同じ一票を持っています。労働審判官の意見と労働審判員二人の意見が分かれ、労働審判員の意見に基づく結果になるということもあります。

- 盛岡地裁に所属する労働審判員は10人とのことですが、職業的には何か決まっているのですか。
- 使用者側から推薦された労働審判員は企業で労務担当をされている方や経営者団体の方で、労働者側から推薦された労働審判員は労働組合で活動されている方となっており、職業については皆さんバラバラです。
- 使用者側から推薦された方が労働者サイドで話をするのは理解できるのですが、労働者側から推薦された方が使用者サイドで話をするというのはちょっと理解できないのですが。
- 具体的な事件について、労働者側から推薦された方が、本件の労働者の主張はちょっと無理があるのではないかという話をすることはあります。何が何でも労働者の味方をするということではなく、反対に、使用者側から推薦された方についても、法律を守っていない使用者には厳しく、使用者の味方になっているということはありません。そういったことでうまくいっている制度であると考えています。
- 労働審判事件が訴訟に移行する例は少ないのですか。
- 7割程度の事件が労働審判手続の中で調停成立により解決していると思います。それ以外の事件についても解決して取り下げられているものもありますので、審判が出される事件は全体の2割程度であると思います。
- ◎ 審判に対して異議が申し立てられるのは半分程度ですので、全体の9割が労働審判手続の中で解決しているのではないのでしょうか。
- 労働審判手続はどのような背景で始まった制度なのでしょうか。裁判まで

